

令和元年 10 月 台風第 19 号
災害の記録

令和 2 年 6 月 あきる野市

目次

第1部 気象概要

- 1 令和元年10月台風第19号の気象概要・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部 被害状況

- 1 人的被害・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 建物、宅地の被害・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 その他の被害・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 浸水区域・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3部 災害対応経過及び情報伝達

- 1 災害対応経過・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 住民への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 避難所の開設・運営・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 消防団活動・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4部 被災者支援

- 1 被害調査・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 り災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3 賃貸型応急住宅の供与・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 住宅応急修理・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 災害ごみの収集・処理・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 6 保健活動・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 災害見舞金・義援金・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 8 ボランティア活動・・・・・・・・・・・・・・ 27

第5部 今後の課題

- 1 災害対策本部の機能強化・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 情報伝達・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 5 被災者支援制度・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 7 災害時のドローンの活用・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 8 災害復旧・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 9 まとめ・・・・・・・・・・・・・・ 33

第 1 部

气象概要

1 令和元年台風第19号の概要

(気象庁ホームページから部分引用)

(1) 台風第19号の概要

台風第19号は、10月6日に南鳥島近海で発生した。発生後、マリアナ諸島を西に進み、一時、大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南海上を北上、12日19時前には、大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸した。その後、関東を通過し、13日12時に、日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

この台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。とくに降雨量では、神奈川県箱根で、10日から13日までの総降水量が1,000ミリに達するなど、東日本を中心に17の観測地点で500ミリを超え、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となった。このため、気象庁は1都12県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生した。

(2) 記録的大雨の主な気象要因

台風第19号が東海地方から東北地方に記録的な大雨をもたらした気象要因については、次の3要因である。

- ア 大型で非常に強い勢力を持った台風の接近による多量の水蒸気の流れ込み
- イ 台風北側の前線の形成・強化及び地形の効果などによる持続的な上昇気流の形成
- ウ 台風中心付近の発達した雨雲の直接的影響

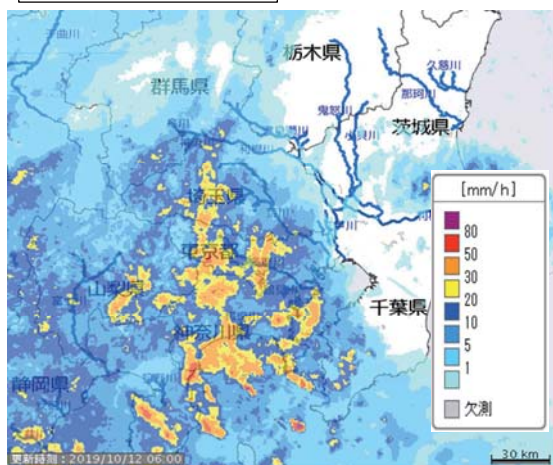
大雨が降るには、必ず多量の水蒸気が上昇し、凝結することで多量の降水を作り出す必要がある。今回、台風中心付近の雨雲がまだ関東甲信地方に到達していない時期においても、アとイの効果による降水が生じていた。そして台風中心付近が通過する際、ウの効果が加わり、結果として総降水量が多くなった。関東地方南部（気象情報地域分類）東京（島嶼部除く）、神奈川、千葉、埼玉では、広い範囲で300ミリ以上の総降水量となり、近隣の檜原村小沢では総降水量が600ミリを超えた。これは、台風接近前に発達した前線による雨と地形の影響による雨が重なり、大雨となったと考えられる。

(3) 本市への影響

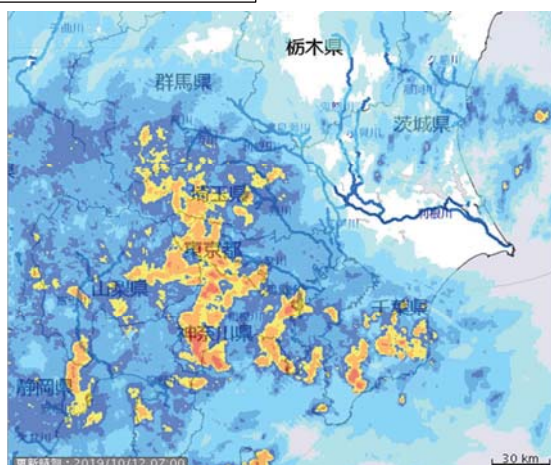
あきる野市内においても、市が設置する雨量計において、小宮ふるさと自然体験学校で622ミリ、戸倉会館で596ミリ、市役所で374ミリの総降水量となり、河川の溢水や堤防決壊、土砂崩れなど大きな被害が発生した。

雨雲レーダー

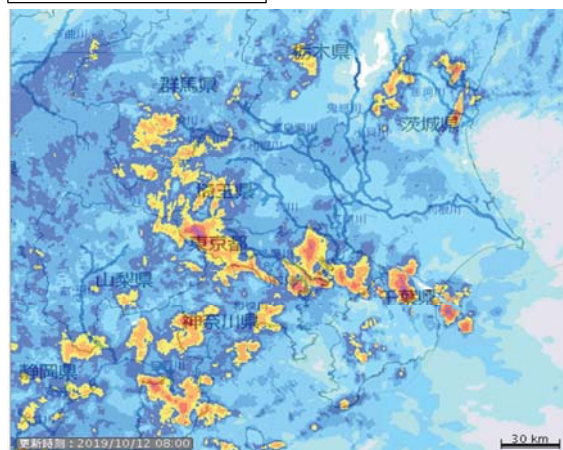
10月12日6時



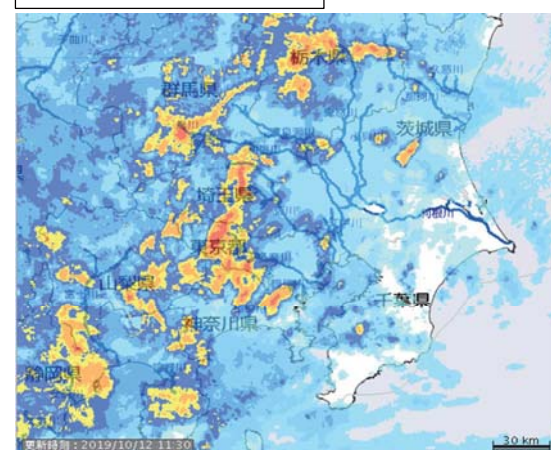
10月12日7時



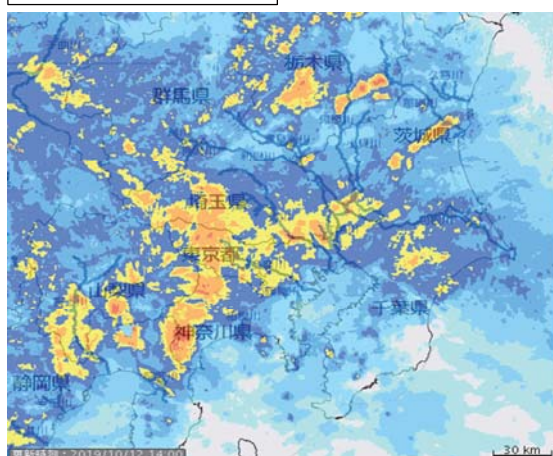
10 月 12 日 8 時



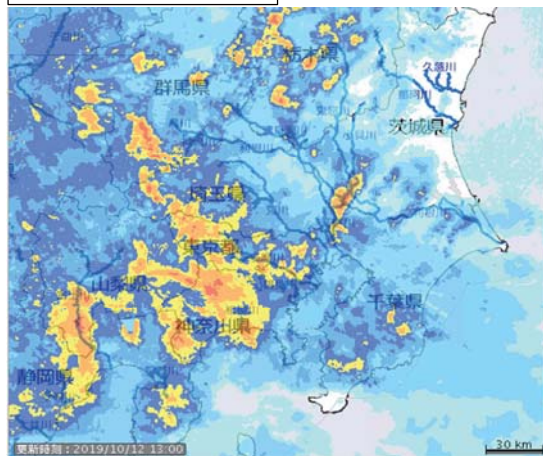
10月12日 11時30分



10 月 12 日 13 時



10 月 12 日 14 時



洪水警報メッシュ情報

10月12日6時



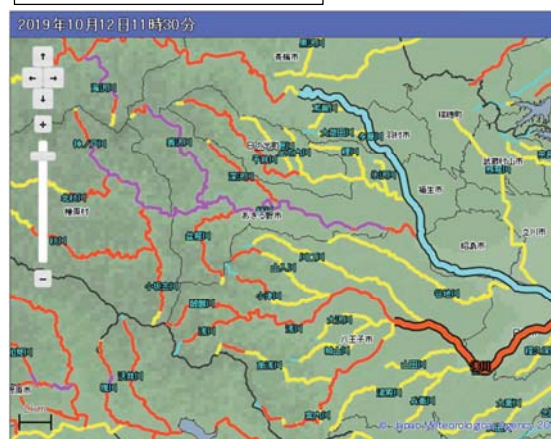
10月12日7時



10月12日8時



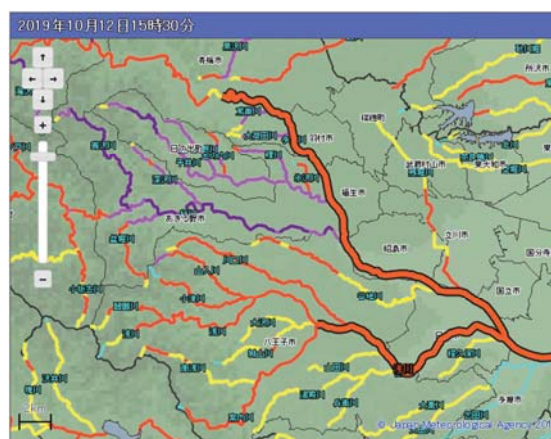
10月12日11時30分



10月12日13時

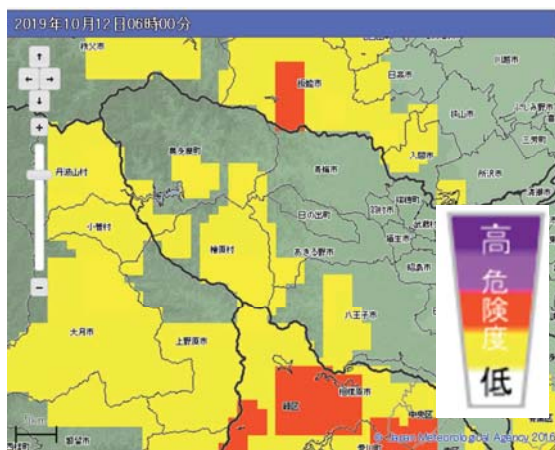


10月12日15時30分

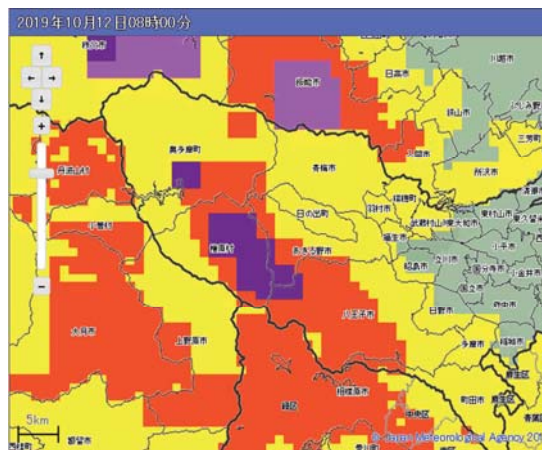


土砂災害警戒メッシュ情報

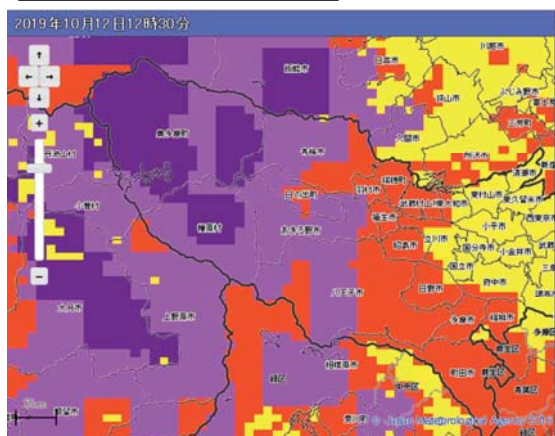
10月12日6時



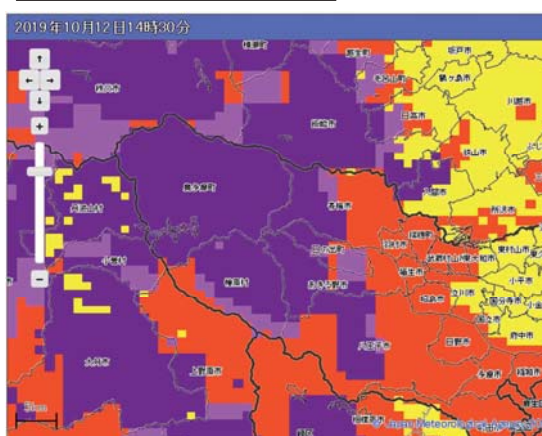
10月12日8時



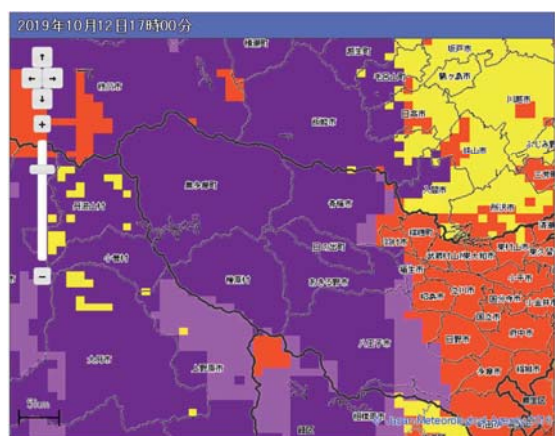
10月12日12時30分



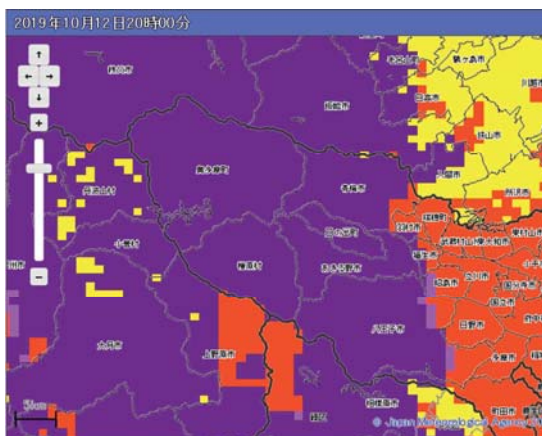
10月12日14時30分



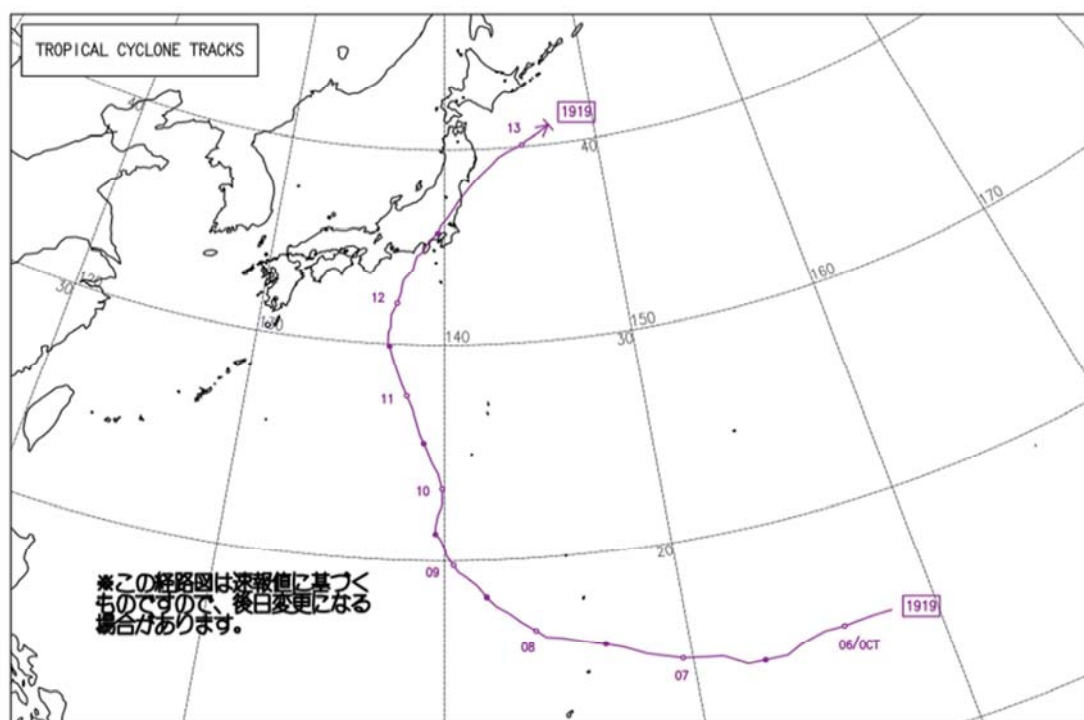
10月12日17時



10月12日20時

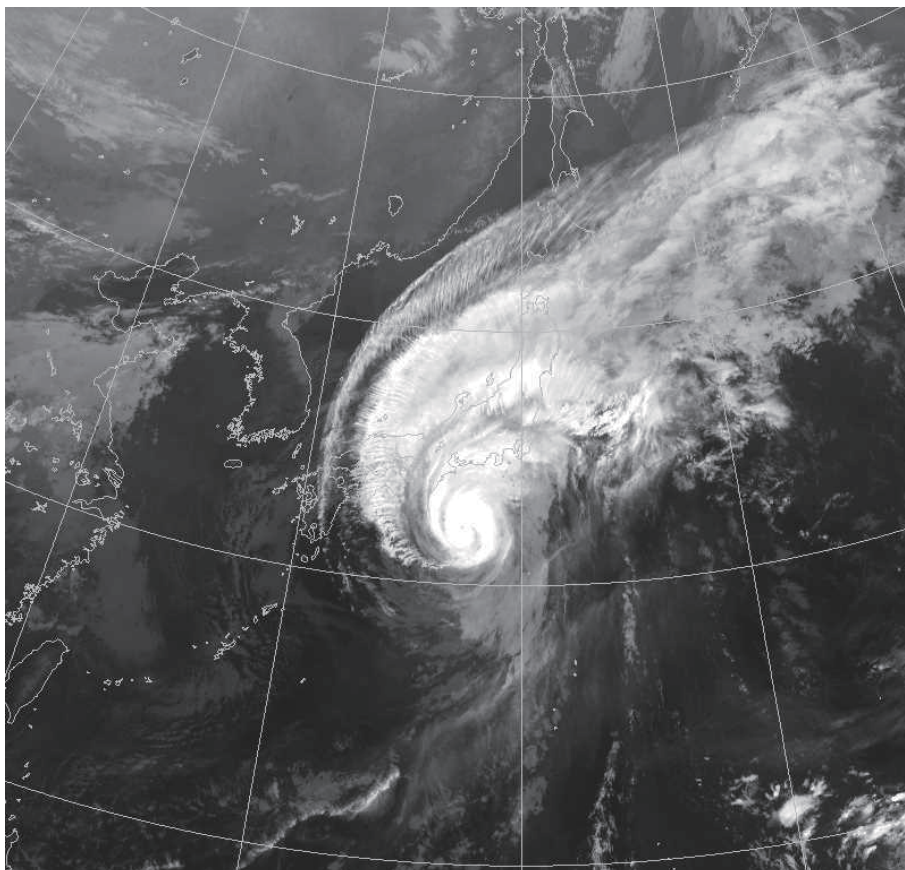


台風第19号進路

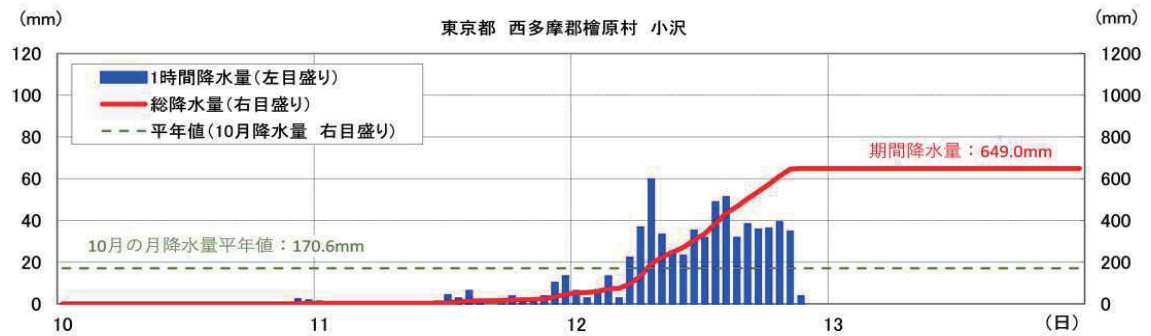


経路上の○印は傍らに記した日の午前9時、●印は午後9時の位置で―||は消滅を示します。
経路の実線は台風、破線は熱帯低気圧・温帯低気圧の期間を示します。

10月12日午前9時



【檜原村小沢の雨量】



【周辺の雨量】

設 置	場 所	累加雨量	時間最大雨量
市	市役所屋上	374.5mm	37.5mm/h (10/12 pm02:00-03:00)
市	戸倉会館屋上	596.0mm	45.5mm/h (10/12 pm01:00-02:00)
市	小宮ふるさと自然体験学校	622.0mm	52.5mm/h (10/12 pm01:00-02:00)
都	菅生観測所	425.0mm	37.0mm/h (10/12 pm08:00-09:00)
都	五日市観測所	507.0mm	41.0mm/h (10/12 pm01:00-02:00)
都	檜原観測所	640.0mm	52.0mm/h (10/12 am07:00-08:00)
都	青梅観測所	432.0mm	42.0mm/h (10/12 pm08:00-09:00)

【河川の水位】

設 置	場 所	最高水位(A)	最低水位(B)	上昇値(A)-(B)
都	尾崎橋観測所・平井川	115cm	3cm	112cm
都	秋留橋観測所・秋川	388cm	30cm	358cm
都	万年橋（青梅）・多摩川	594cm	26cm	568cm

第 2 部

被害状況

1 人的被害

人的被害は報告されていない。今回の台風では、河川の増水に伴う溢水や堤防の決壊による浸水被害及び内水に伴う浸水被害が多く発生したが、自主防災組織の活動や近隣の声かけにより、事前の避難が効果的に行えたことや、護岸等洗掘に伴う住家崩落、道路の崩落、橋梁の流出被害等もあったが、いずれにおいても、幸いにも人的被害を免れている。

2 建物、宅地の被害

(1) 建物

家屋被害調査を実施し、被害状況を確認した。

	被害件数	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
住家	78 件	16 件	8 件	20 件	34 件
非住家	32 件	13 件	5 件	10 件	4 件
合計	110 件	29 件	13 件	30 件	38 件



(2) 宅地

宅地の被害状況を住民に示し、二次災害の軽減と防止を図るため、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定を実施した。

判定結果	危険度（大）	危険度（中）	危険度（小）
調査件数 41 件	23 件	1 件	17 件



宅地の陥没

3 その他の被害

項目	件数	項目	件数
崩落（道路・斜面・石垣等）	65 件	河川（護岸損傷等）	28 件
土砂流入・堆積	15 件	橋梁（人道橋含む）	5 件
道路陥没・冠水等	12 件	側溝（土砂堆積等）	7 件
倒木	5 件	停電	1 件
堤防決壊	1 件	その他（雨水処理等）	14 件



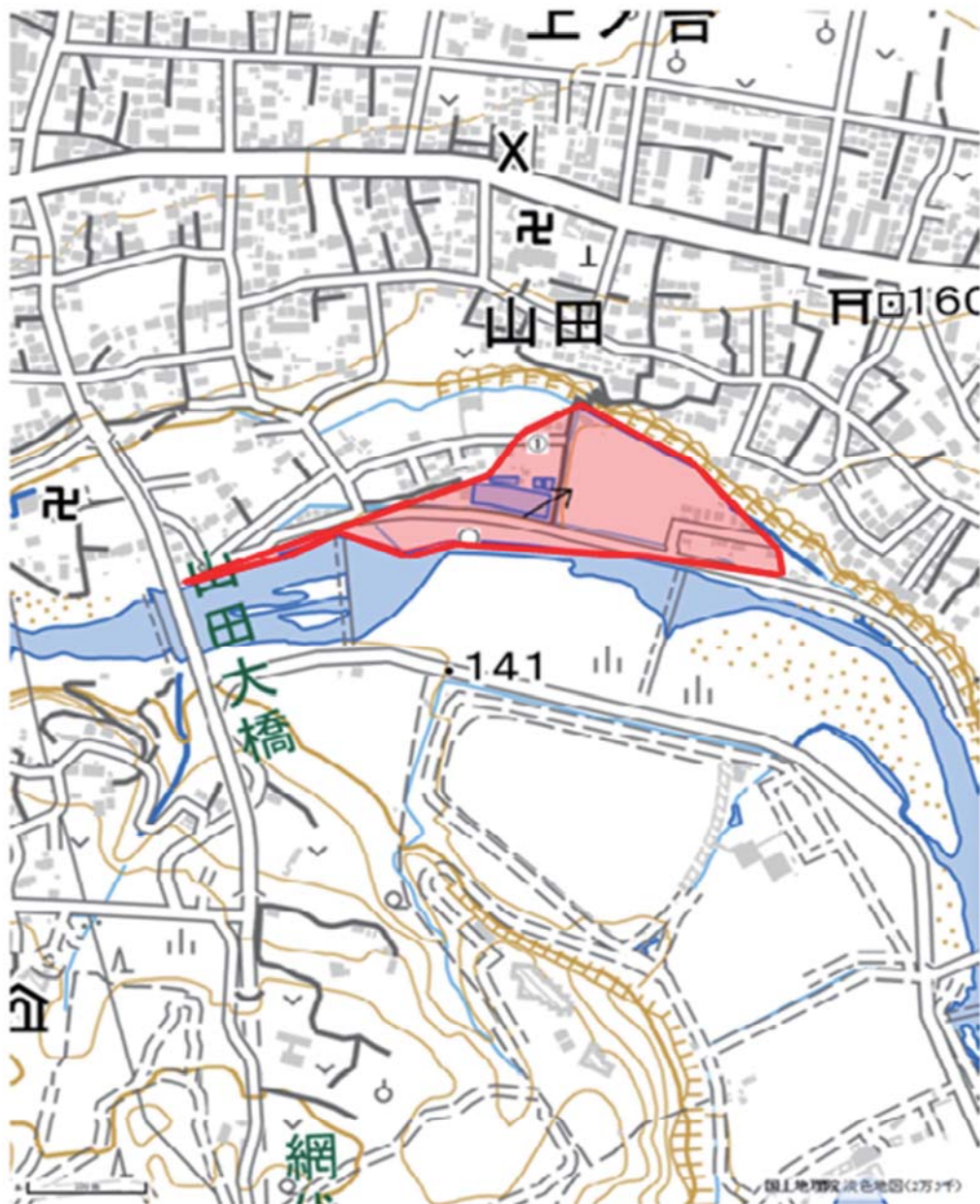
山田の堤防決壊



4 浸水区域

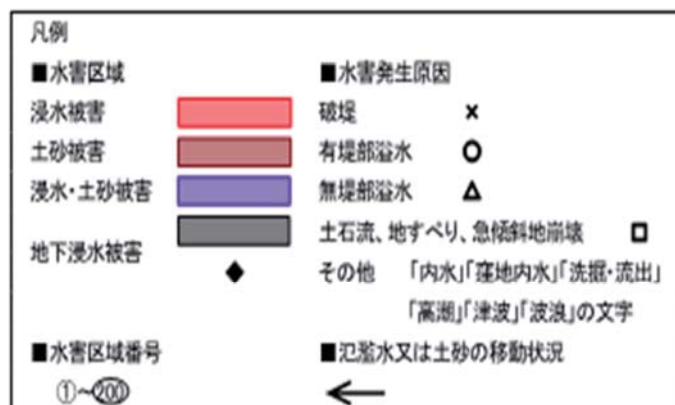
浸水被害を受けた地域は概ね次のとおりである。

ア 山田地区（秋川の溢水及び堤防の決壊）

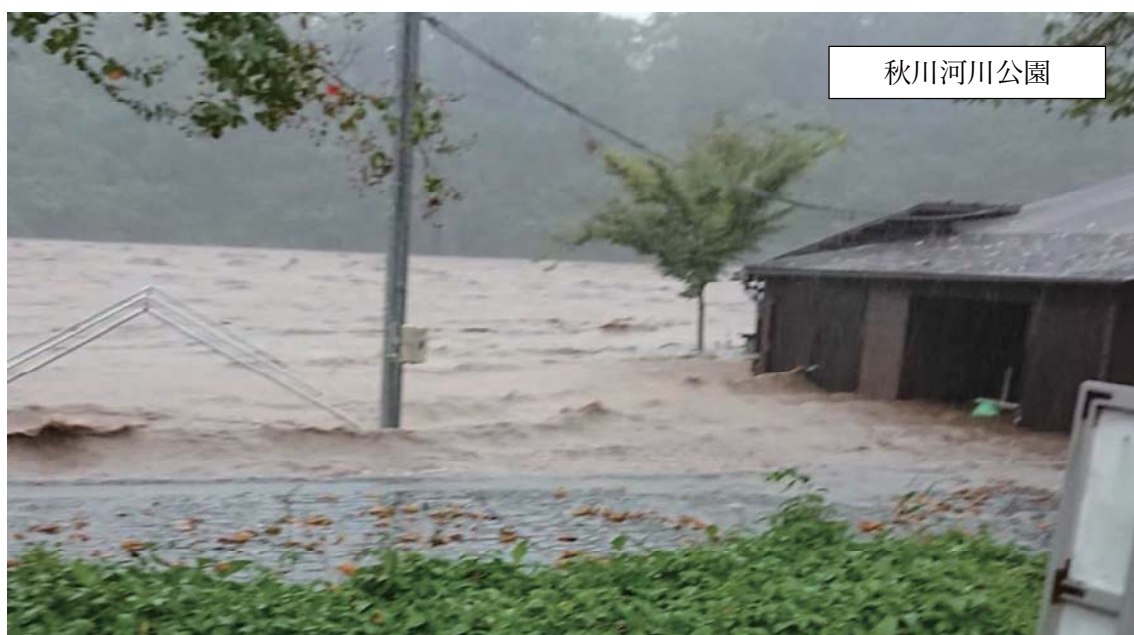


凡例	
■水害区域	■水害発生原因
浸水被害	破堤 x
土砂被害	有堤部溢水 O
浸水・土砂被害	無堤部溢水 Δ
地下浸水被害	土石流、地すべり、急傾斜地崩壊 □
■水害区域番号	その他 「内水」「窪地内水」「洗掘・流出」
①～200	「高潮」「津波」「波浪」の文字
	■氾濫水又は土砂の移動状況
	←

イ 中村地区（内水）



ウ その他、網代、舘谷、小和田、戸倉、小宮地区で浸水の被害があった。





山田大橋下流左岸

第 3 部

災害対応経過及び情報伝達

1 災害対応経過

市は、10月11日に副市長を危機管理監とする危機管理戦略本部を設置し、第2非常配備体制（係長級以上の職員が参集する体制）を整え台風接近に備えた。当初の予定では、自主避難所開設を12日午前9時としていたが、早期に大雨警報が発令され、降雨の状況悪化が早まる見込みとなったため、午前7時に開設することとした。このため、職員参集予定時間も前倒しとなった。

10月12日午前6時に災害対策本部を設置し、避難所開設準備、危機管理行動隊員を中心とした電話対応、都市整備部を中心とした被害確認体制、消防団による巡回体制を整えた。

時間を迫る毎に降雨が激しくなり、これに伴い避難者も増加したことから、避難者の受入状況を確認しながら、避難所を追加開設した。このため、職員を追加招集し、開設避難所への配置及び毛布や非常食の搬送に対応した。

刻々と降雨量の増加に伴う河川の増水や土砂災害の危険性の高まる中、避難準備・高齢者等避難開始をはじめ避難勧告等の発令は、気象情報や各現場から報告される市内の状況から判断し発令した。

台風通過に伴い避難者が帰宅したことから、13日午前中には、ほとんどの避難所を閉鎖した。しかし、台風被害により自宅での生活が困難となった方もおり、指定避難所1箇所（いきいきセンター）を開設し被災者支援を行った。

災害対策本部は被災者支援や応急復旧に対応する形で以後継続設置していたが、支援体制が確立してきたことから、令和2年1月23日をもって解散した。なお、引き続き災害復旧及び被災者支援については、関係部署が連携して対応することとした。

【主な対応経過】

10月7日～9日	
7日8:30～	熱帯低気圧から、台風第19号になったことにより情報収集を開始 指定避難所の予定確認 危機管理行動隊員予定確認 避難所開設準備 タイムライン確認
10月10日	
8:30	庁用自動車確保
12:08	庁内メール：職員に今後の市の体制等について周知
15:00	台風第19号接近に伴う気象情報連絡会
16:11	メール配信：台風第19号接近に伴う注意喚起
10月11日	
9:00	情報収集体制及び危機管理戦略本部を設置
16:00	各部課長に全職員参集の可能性を周知
17:10	メール配信：避難所開設予定の情報を配信

10 月 12 日	
4 : 25	職員同報メール：大雨警報が発表されたことを周知
5 : 04	職員同報メール：午前 6 時に災害対策本部を設置し、避難所を午前 7 時に開設する旨を周知
6 : 00	災害対策本部設置：第 1 回会議
6 : 33	職員同報メール：洪水警報が追加されたことを周知
7 : 00	避難所 11 箇所を開設 防災行政無線：避難所開設のお知らせ
7 : 25	避難準備・高齢者等避難開始（市内全域）を発令 防災行政無線及びメール配信により周知
8 : 11	あきる野市に土砂災害警戒情報が発表
8 : 38	防災行政無線：小宮地区・戸倉地区に警戒レベル 4 避難勧告
8 : 43	メール配信：小宮地区・戸倉地区に警戒レベル 4 避難勧告
8 : 59	メール配信：土曜開庁業務短縮の周知
9 : 00	第 2 回災害対策本部会議
10 : 54	防災行政無線：秋川沿いの浸水想定区域に警戒レベル 4 避難勧告
11 : 00	第 3 回災害対策本部会議
11 : 02	メール配信：秋川沿いの浸水想定区域に警戒レベル 4 避難勧告 避難所 2 箇所（合計 13 箇所）を追加して開設
12 : 14	あきる野市に暴風警報が発表
12 : 15	職員同報メール：暴風警報発表の周知
14 : 00	第 4 回災害対策本部会議
15 : 07	防災行政無線：山田大橋下流左岸に警戒レベル 4 避難指示
15 : 08	メール配信：山田大橋下流左岸に警戒レベル 4 避難指示
15 : 30	Jアラート：あきる野市に大雨特別警報発表
15 : 34	職員同報メール：大雨特別警報が発表されたことを周知
16 : 30	第 5 回災害対策本部会議
16 : 51	防災行政無線：大雨特別警報及び避難所の追加開設
16 : 53	メール配信：大雨特別警報及び避難所 4 箇所（合計 17 箇所）の追加開設
17 : 17	メール配信：大雨特別警報及び避難所 4 箇所（合計 17 箇所）の追加開設
18 : 30	第 6 回災害対策本部会議
18 : 35	防災行政無線：市内全域の土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に警戒レベル 4 避難勧告、避難所情報
18 : 41	メール配信：市内全域の土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に警戒レベル 4 避難勧告、避難所情報
21 : 00	第 7 回災害対策本部会議

23 : 00	第 8 回災害対策本部会議
23 : 56	大雨特別警報の解除
23 : 57	職員同報メール：大雨特別警報が解除されたことを周知
10 月 13 日	
1 : 30	第 9 回災害対策本部会議
1 : 57	メール配信：避難者が帰宅したため、避難所 4 箇所を閉鎖
3 : 49	土砂災害警戒情報解除
5 : 00	第 10 回災害対策本部会議
7 : 29	メール配信：避難者が帰宅したため、避難所 8 箇所を閉鎖
8 : 20	大雨警報解除
8 : 21	職員同報メール：大雨警報が解除されたことを周知
9 : 00	第 11 回災害対策本部会議
10 : 12	メール配信：避難所 5 箇所を閉鎖
10 : 47	防災行政無線及びメール配信：警戒レベル 4 避難勧告等、すべての避難情報を解除
11 : 00	第 12 回災害対策本部会議
16 : 52	洪水警報解除
16 : 54	職員同報メール：大雨警報が解除されたことを周知
19 : 23	メール配信：避難所 1 箇所を閉鎖
20 : 00	第 13 回災害対策本部会議
10 月 14 日	
8 : 00	第 14 回災害対策本部会議
12 : 00	第 15 回災害対策本部会議
17 : 00	第 16 回災害対策本部会議
21 : 00	第 17 回災害対策本部会議
10 月 15 日～11 月 14 日	
15 日 7 : 30 ～	第 18 回災害対策本部会議～ 第 51 回災害対策本部会議
令和 2 年 1 月 23 日	
14 : 30	第 52 回災害対策本部会議

2 住民への情報伝達

住民への情報伝達は、防災行政無線、あきる野市メール配信サービス、ツイッター、市ホームページを活用して実施した。また、消防団による広報活動やあきる野市防災・安心地域委員会役員へ連絡し、周知を図った。

【防災行政無線による市民への注意喚起及び防災情報等の周知】… 9 件

R1/10/11 am11:00…台風接近に伴う注意喚起

R1/10/12 am07:25…警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難所開設の周知
 R1/10/12 am08:38…警戒レベル 4 避難勧告発令
 R1/10/12 am10:54…警戒レベル 4 避難勧告発令、避難所増設の周知
 R1/10/12 pm03:07…警戒レベル 4 避難指示発令
 R1/10/12 pm03:30…J アラート 大雨特別警報発令
 R1/10/12 pm04:51…大雨特別警報発令、避難所増設の周知
 R1/10/12 pm06:35…避難勧告発令
 R1/10/13 am10:47…全ての避難情報を解除

【メール配信サービスによる注意喚起及び防災情報等の周知】… 16 件

R1/10/10 pm04:11…台風第 19 号接近に伴う注意喚起 (配信数 : 9,738 件)
 R1/10/11 pm05:10…避難所開設の周知 (配信数 : 9,980 件)
 R1/10/12 am07:23…警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令 (配信数 : 10,041 件)
 R1/10/12 am08:43…警戒レベル 4 避難勧告の発令 (配信数 : 10,098 件)
 R1/10/12 am08:59…市役所土曜開庁に関するお知らせ (配信数 : 10,116 件)
 R1/10/12 am11:02…警戒レベル 4 避難勧告の発令 (配信数 : 10,192 件)
 R1/10/12 pm03:08…警戒レベル 4 避難指示 (配信数 : 10,395 件)
 R1/10/12 pm04:53…大雨特別警報及び避難所増設のお知らせ (配信数 : 10,481 件)
 R1/10/12 pm05:17…大雨特別警報及び避難所増設のお知らせ (配信数 : 10,512 件)
 R1/10/12 pm06:41…警戒レベル 4 避難勧告の発令 (配信数 : 10,550 件)
 R1/10/13 am01:57…避難所閉鎖情報 (配信数 : 10,603 件)
 R1/10/13 am07:29…避難所閉鎖情報 (配信数 : 10,607 件)
 R1/10/13 am10:12…避難所閉鎖情報 (配信数 : 10,620 件)
 R1/10/13 am10:47…すべての避難情報解除 (配信数 : 10,620 件)
 R1/10/13 pm07:28…避難所閉鎖情報 (配信数 : 10,642 件)
 R1/10/14 pm04:16…台風第 19 号による被災の相談に関するお知らせ (配信数 : 10,677 件)



3 避難所の開設・運営

避難所は、最初の段階で 11 箇所開設し、市職員 2 名が運営にあたった。その後、状況に応じて追加し、最終的に市の指定避難所は 17 箇所を開設した。地域の防災・安心地域委員会役員の方には毛布や非常食の配布に協力をいただいた。

その他、地域の町内会館や自治会館を自主的に開放し、地域住民で運営した避難所がある。

床上浸水等の被害を受け、長期避難を余儀なくされた方の避難所として、いきいきセンターを 10 月 13 日から 11 月 18 日まで開設し、市職員 2 名が 2 交代（午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分・午後 8 時 30 分から午前 8 時 30 分）で常時在駐して対応した。

また、浴室が利用できる代継会館を 10 月 14 日から 10 月 28 日まで確保し、利用希望に対応した。

(1) 指定避難所

自主避難所として 17 箇所を開設した。

避難所名	開設時間	閉鎖時間	避難者数
いきいきセンター	10/12 am07:00	10/13 am06:38	男 22 人・女 30 人 合計 52 人
楓ヶ原会館	10/12 am07:00	10/13 am06:38	男 27 人・女 35 人 合計 62 人
中央公民館	10/12 am07:00	10/13 am09:00	男 173 人・女 186 人 合計 359 人
草花台会館	10/12 am07:00	10/13 am06:55	男 16 人・女 29 人 合計 45 人
千代里会館	10/12 am07:00	10/13 am01:30	男 2 人・女 3 人 合計 5 人
菅生交流会館	10/12 am07:00	10/13 am01:30	男 4 人・女 3 人 合計 7 人
五日市地域交流センター	10/12 am07:00	10/13 am09:00	男 122 人・女 148 人 合計 270 人
五日市ファインプラザ	10/12 am07:00	10/13 pm07:15	男 77 人・女 70 人 合計 147 人
小宮会館	10/12 am07:00	10/13 am09:00	男 5 人・女 5 人 合計 10 人
戸倉会館	10/12 am07:00	10/13 am06:55	男 22 人・女 23 人 合計 45 人
ふるさと工房	10/12 am07:00	10/13 am09:00	男 13 人・女 15 人 合計 28 人

西秋留小学校体育館	10/12 am11:00	10/13 am06:38	男 9 人・女 28 人 合計 37 人
玉見会館	10/12 am11:00	10/13 am06:55	男 41 人・女 51 人 合計 92 人
東秋留小学校体育館	10/12 pm04:50	10/13 am06:38	男 11 人・女 9 人 合計 20 人
多西小学校体育館	10/12 pm04:50	10/13 am01:30	男 27 人・女 36 人 合計 63 人
増戸小学校体育館	10/12 pm04:50	10/13 am06:38	男 2 人・女 2 人 合計 4 人
五日市小学校体育館	10/12 pm04:50	10/13 am09:00	男 19 人・女 17 人 合計 36 人
合 計 (最大人数)			男 592 人・女 690 人 合計 1,282 人

(2) 被災者長期避難所

家屋の崩落や床上浸水等により被災した方の避難所として開設した。代継会館は浴室利用者のために避難所として確保したが、1日のみの利用となった。

避難所	開設期間	延利用者数
いきいきセンター	10月13日から11月18日まで	9世帯283名
代継会館	10月14日から10月28日まで	2世帯5名

(3) 地域が自主的に開放した避難所

市の指定避難所以外に、地域の町内会館や自治会館、地区会館を開放し、地域住民が管理運営した。

小川会館・菅生町内会館・山田会館・網代自治会館・留原自治会館・中村自治会館・小和田自治会館・下宿会館

(4) 避難所運営用備蓄品（初期対応用）

防災ラジオ・避難者カード・筆記用具・タオル・カップ5着・ランタン1個・コップ一袋・毛布5枚・水2リットル6本

(5) 避難所運営等に使用した備蓄品

アルファ化米・・・1,500食(30箱×50食)
おかゆ・・・82袋(白米32、梅50)
ビスケット・・・35食(1缶)
水・・・90本(2リットル)
ブルーシート・・・360枚
土のう袋・・・9,800枚

毛布 . . . 1, 530枚
 カーペット . . . 255枚

(6) 日本赤十字社からの救援物資

バスタオル . . . 45枚
 安眠セット . . . 36セット
 救急セット . . . 12セット
 保存食パン . . . 1箱 (36枚入り)



4 消防団活動

(1) 消防団の体制

10月12日午前6時、災害対策本部に団長が出席、副団長、本団本部員に参集を指示する。午前9時26分、全団員に詰所待機を指示し、災害対応に備えた。

10月12日午後9時に一時解散し、翌13日の午前7時に再度参集し、被害状況の確認を行い、午前11時に解散した。

消防団活動員 (分団)	10月12日	10月13日
	222人	179人
団本部	(7人)	(5人)
第1分団1部、2部、3部	(38人)	(24人)
第2分団1部、2部、3部	(38人)	(33人)
第3分団1部、2部	(26人)	(26人)
第4分団本部、1部、2部、3部、4部、5部	(49人)	(42人)
第5分団1部、2部、3部、4部、5部	(48人)	(35人)
第6分団本部	(9人)	(7人)
第7分団本部	(7人)	(7人)

(2) 活動内容

ア 広報活動

警戒レベル4避難勧告、避難指示が発令された地域に消防車両による避難の呼びかけ、誘導を実施。

イ 水防活動

地域住民や町内会・自治会からの要請、状況報告により、土のう袋の設置、ポンプによる排水作業を実施。

ウ 巡回活動

市内を巡回し、河川の状況や土砂崩れ等の被害状況を確認して災害対策本部に情報を提供。

堆積土砂撤去作業



土のう積み作業



第4部

被災者支援

1 被害調査

(1) 住家被害認定調査

10月13日、14日、災害対策本部において、浸水被害のあった地域の被害状況の簡易調査、現場確認を行った。16日から課税課家屋資産税係職員及び住家被害認定調査の研修を受講した職員を選出し、牛沼地区、山田地区、中村地区を中心に被害認定調査を実施した。

また、申請に応じて調査を実施した。

調査件数 118件



(2) 被災宅地危険度判定調査

建物には被害はないが、斜面崩落や敷地の陥没など宅地等に被害が発生していることから、10月19日に都市整備部都市計画課長を本部長とする被災宅地危険度判定実施本部を設置した。10月21日から情報収集を開始し、23日から本調査を実施した。調査件数 41件



2 り災証明書の発行

(1) 体制

ア 申請窓口

地域防災課で申請を受け付け、課税課に調査を依頼する。

イ 被害状況調査

課税課は調査依頼を受け、住家被害認定調査を実施し、調査結果が出たら、り災証明書発行が可能であることを申請者に連絡する。

ウ 発行窓口

市民課でり災証明書を発行する。その際、その他の支援等について情報提供する。市役所本庁舎1階コミュニティホールの一部をパーテーションで囲い、2箇所の対応スペースを設置し、10月24日から発行した。

(2) 発行件数

	対象建物数	申請建物数	申請世帯数
住家（所有者含む）	89 件	64 件	75 世帯
非住家	33 件	26 件	27 世帯
合計	122 件	90 件	102 世帯

（令和2年4月29日現在）

(3) 被災届け出証明

り災証明書の対象とならない家屋以外の被害（カーポート、自動車、電化製品等）について、必要に応じて被災届け出証明を交付した。担当は地域防災課とした。

申請者数	申請件数	発行件数
29 人	33 件	36 件

（令和2年3月23日現在）

3 賃貸型応急住宅の供与

長期の避難生活を余儀なくされた被災者を対象に、賃貸住宅の供与を実施した。

生活福祉課を窓口とし、賃貸型応急住宅の利用希望の有無を確認し、準備が整った段階で順次、入居していただいた。

賃貸型応急住宅供与の件数 12世帯32人

4 住宅の応急修理

(1) 住宅応急修理

災害救助法による住宅応急修理を実施した。

自宅が「半壊、大規模半壊及び準半壊」の被害を受け、修理をすることによって自宅に住むことができるようになるなどの要件を満たした場合、595,000円を限度に費用の一部または全部を負担するもの。準半壊は300,000円が限度

制度に関する問い合わせ先は地域防災課とし、申請窓口は施設営繕課とした。

申し込み件数	工事依頼件数	完了報告件数
35 件	32 件	30 件

(令和2年5月25日現在)

(2) 住宅の補修工事

災害救助法に適用がない自宅が「一部損壊」の被害を受け、日常生活に欠くことのできない部分を補修するなどの要件を満たした場合、工事に要する経費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額を補助するもの。東京都の補助制度を活用し、市の補助事業として実施した。

制度に関する問い合わせ先は地域防災課とし、申請窓口は都市計画課とした。

申し込み件数	工事依頼件数	完了報告件数
12 件	12 件	12 件

(令和2年3月31日現在)

5 災害ごみの収集・処理

河川の氾濫、土砂流出、浸水による被災家屋等からの災害廃棄物の収集運搬及び処理を行った。

(1) 収集方法

災害廃棄物の収集方法は、一時仮置場等の設置及び戸別収集にて対応した。

地区	対応方法
留原地区	集積場所の設置、戸別収集の実施
山田地区	一時仮置場及び集積場所の設置、戸別収集の実施 一時仮置場2箇所 ①東京金属事業健康保険組合秋川球場（山田 854-1） ②個人所有地（山田地区）
その他の地区	戸別収集の実施



(2) 災害廃棄物処理量

災害廃棄物の種類	処理量 (トン)
粗大ごみ (畳・布団など含む)	193.18 t
廃家電 (テレビ、冷蔵庫など)	(推計) 4.65 t
汚泥・コンクリートがらなど	22.46 t
合計	220.29 t

(令和2年3月31日現在)

(3) 損壊家屋等撤去

令和2年度実施事業として、被災家屋等について生活環境の保全と倒壊等の二次災害の防止を図るため、所有者からの申請に基づき、市が被災家屋等の解体・撤去を行うとともに、所有者によって家屋等の撤去を行った場合は費用の償還を行う。

申請期間 令和2年5月18日から6月30日まで

実施内容 損壊家屋等の解体及び費用償還

申請件数 7件

6 保健活動

(1) 初期対応

健康課から阿伎留医療センターへ病院の診療体制、医療救護所の設置を見据えた医師の配置を依頼。また、災害時の医療体制について医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長及びあきる野市医療コーディネーターと調整を行った。

避難所開設に伴い、避難者数が多い避難所（中央公民館、五日市ファインプラザ、五日市地域交流センター）に保健師を派遣し、要配慮者の支援（血圧測定、トイレ介助等）を実施した。保健師6名で対応した。

(2) 家庭訪問

西多摩保健所と連携し、浸水被害を受け、自宅で生活している方を訪問し、健康状態の確認、相談、助言活動を実施した。

高齢者支援課と連携し、高齢者の施設入所の相談、病院の受診に同行するなどの支援を行った。

10月16日から10月29日まで、保健師10名で延べ81世帯、143人に対応した。

(3) 浸水被害家屋への消毒薬の配布及び床下消毒の実施

10月18日、健康課及び生活環境課にて、床上・床下浸水被害を受けた家屋を訪問し、床・タンスなどの消毒のため「消毒薬、ゴム手袋、防護服セット、マスク」を64件に配布をした。

また、令和元年11月8日～令和2年3月31日の間で、生活環境課が事務局となり、床上・床下浸水被害を受けた家屋の床下消毒作業を24件行った。

(4) 避難所における健康相談

長期避難所となったいきいきセンターの避難者の健康状態の確認、健康相談、避難所の環境整備等を実施した。

既往歴や内服状況、介護サービスの利用状況等を聞き取り、記録し、経過観察を行った。10月13日から10月28日まで16回、保健師12名で36人に対応した。

7 災害見舞金・義援金

(1) 災害見舞金

あきる野市災害見舞金支給条例に基づき、被災された方に見舞金を給付した。

対象	件数	給付額	給付合計額
全壊	16件	30,000円	480,000円
半壊・大規模半壊	28件	10,000円	280,000円
合計	44件	—	760,000円

(2) 義援金

東京都義援金の一次配分金7,910,000円、最終配分金4,343,342円、合計12,253,342円が決定しており、今後、最終配分金を含め市配分委員会における審議に基づき、被災者への配分を行う。

(3) 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されたため、要件に該当する被災者に支援金が支払われることとなった。

ア 基礎支援金

全壊：100万円、大規模半壊：50万円 ※単世帯は3/4

申請件数 24件 支払い済み24件（5月20日現在）

イ 加算支援金

建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借：50万円

※単世帯は3/4

申請件数 18件 支払い済み12件（5月20日現在）

(4) あきる野市東京都被災者生活再建支援事業

被災者生活再建支援制度の適用外である「半壊」の被害を受けた被災者に対して今回設けられた制度。

建設・購入：200万円、補修：120万円、賃借：80万円 ※単世帯は3/4

申請件数 7件 支払い済み 7件（5月20日現在）

8 ボランティア活動

地域の支援活動が充実していたことから、地域の意見なども参考にしながら、災害対策本部とあきる野市社会福祉協議会で協議を行い、災害ボランティアセンターは設置しないこととしたが、あきる野市社会福祉協議会のボランティア登録者等を（登録制として一部）ボランティアとして受入れ、活動していただいた。

あきる野市社会福祉協議会が窓口となり、被災地におけるボランティアのニーズ調査を行い、必要に応じてボランティアを派遣した。被災した家財道具や堆積した土砂の搬出、炊き出しの支援を行った。

活動日	活動場所	件数	人数
10月20日（日）	山田地区、中村地区	8件	25名
10月26日（土）	山田地区、中村地区	5件	24名
10月27日（日）	山田地区、下館谷地区	6件	72名
11月2日（土）	山田地区、留原地区	3件	13名
令和2年1月19日（日）	留原地区	1件	15名
合計		23件	149名



第5部

今後の課題

1 災害対策本部の機能強化

災害対策本部は防災センター2階を会議会場とした。

市は10月11日に危機管理戦略本部（副市長、企画政策部長、総務部長、都市整備部長）を設置し、職員の参集体制、避難所開設の検討を行い、初期対応に備えた。

当初、危機管理戦略本部では、災害対策本部の設置を12日の午前8時、自主避難所の開設を午前9時としていた。しかし、12日午前4時51分に大雨警報が発令され、降雨の状況悪化が早まる見込みとなったため、災害対策本部を午前6時に設置し、自主避難所については午前7時に開設することとした。このため、職員については、当初の参集時間を繰り上げて参集する事となった。

避難勧告等の発令については、気象情報、河川情報、職員や消防団の巡回、市民から寄せられる地域の情報などを基に、避難に遅れが出ないように早めに行った。避難所の開設と合わせて、初期対応については適切に行われたものとする。

市民などからの電話対応は、防災事務や消防団の経験ある職員で構成する危機管理行動隊員が中心となって行った。また、防災事務経験のある管理職1名を配置した。電話の内容を緊急度で振り分け、緊急性の高い重要案件については、受信後すぐに災害対策本部に報告することとした。

しかし、電話の聞き取りで重要案件であるかの見極めが難しく、後日、市民からの問合せにより、重要案件であることが判明するケースがあった。電話対応の際に、できるだけ状況を詳しく聞き取るとともに、判断が困難な場合は、現地調査を実施することが重要である。

また、受信案件については、担当部署と災害対策本部に報告されるが、担当部署に確実に伝達されたかが不明のケースや、未対応のままにされているケースもあった。殺到する情報の整理、チェック体制、担当部署への指示系統を明確にする必要がある。

災害対策本部を設置した際の役割分担は、市組織の役割や各部署の専門性を考慮して、地域防災計画に活動班として、分掌事務が定められているが、平時からの意識付けや具体的な行動様式などが訓練できていなかった。結果、災害対応を進める中で、職員の割り振りや被災により発生する事務の割り振りを行うこととなった。

地域防災計画に基づき、各部署で何をやらなければならないかを確認し、そのためにはどのようなことが必要かなど、平時からの準備を含め、改めて「意識して備える」ことが重要である。

なお、災害対策本部は24時間体制のため、長期化に対応した職員体制や仮眠スペース、簡易ベッド等の準備が必要である。

2 情報伝達

市民への情報発信は、防災行政無線の放送、あきる野市メール配信サービス、市ホームページへの掲載、市職員及び消防団の車両による広報、東京都災害情報システム（DIS）を通じたテレビからの情報により行っている。この他、市内自主防災組織の本部である、あきる野市防災・安心地域委員会の役員へ情報提供する事で、各地域の自主防災組織に情報が伝達されている。

防災行政無線の放送は、風雨が強くなると、雨戸をしめていることから、無線塔との距離にもよるが、内容の聞き取りが平時以上に困難となる。このため、避難勧告や避難指示の発令時は、チャイムではなくサイレンとすることで、内容が聞き取れなくても、市が何か緊急放送をしていることに気づかせ、メール配信サービスや電話応答サービスで放送内容の確認をしてもらえるよう周知していく必要がある。

このことに加え、放送内容を文字確認できるメール配信サービスの利用者拡大を図ることも必要である。

消防団の車両による広報活動は、地域の方から「非常にありがたかった」と評価されたことから、有効な手段として今後も継続していく。

避難勧告や避難指示の発令は、複数回繰り返し伝達する回数を増やす検討をする必要がある。また、今回、秋川の溢水、堤防決壊が発生したが、避難者の増加、避難所増設、物資搬送などの対応に追われてしまい、災害の状況を周知する職員が不足したことがあった点は、反省すべきところである。

3 避難所運営

指定避難所に避難された方は、最大1,282人であった。この他、地域の自主防災組織が開設した自主避難所に避難された方も含めると、おそらく1,400人程度が避難所に避難したと思われる。

避難所の中には、300人を超える避難者を受け入れた避難所もあった。受付体制、毛布の不足等、市職員2名では対応しきれない状況となり、職員を追加配置し対応した。台風通過までは終始避難者対応に追われ、避難所担当職員は長時間休憩を取れない状況となった。健康管理や事故防止の面から、避難所運営の人員配置については、運営状況を予測し、可能な限り余裕をもった人員配置が必要である。また、避難所によっては、地域の防災・安心地域委員会や町内会・自治会の役員に協力いただいたところもあった。市職員については人数が限られ、災害時には事務分掌により、担当しなければならない業務があることから、地域の力や場合によっては避難者の中から、運営に協力いただくなど、避難所運営を避難者のために弾力的に運営できるよう体制整備などを検討する必要がある。

避難所にある物品、資機材には種類や数量に限りがある。

事前避難の場合、軽食、飲み物、毛布、着替え、携帯バッテリーなど、各自で必要なものは自ら持参していただくことが大切である。今回、避難所情報をメール配信する際には、このことをお願いした。今後は、平時から広報やホームページなどを活用し、積極的に周知を図り、各家庭の日頃の備えに繋げていきたいと考えている。なお、この備えは事前避難の備えにとどまらず、実災害時における持出品としても活用できるものとする。

避難者の受入れに当たっては、高齢者をはじめ、障がいをお持ちの方、妊婦や乳幼児を連れている方、また、女性だけでなく性的マイノリティー等に対する配慮を、避難所の限られた規模の中で、資機材整備など様々な視点から検討する必要がある。また、体調不良者や感染症の蔓延時期においては、健康状況の確認とともに、必要に応

じて、他の避難者との分離や隔離ができる資機材の整備が必要である。

ペットの同行避難については、避難所運営で大きな課題である。飼い主にとっては家族同然であるが、苦手な方、アレルギーのある方などもおり、全てを一緒にすることは困難である。ペット用ケージの持参、専用スペースの確保及び同行避難拠点の設置などの検討が必要である。

長期避難所となったいきいきセンターには、浴室、洗濯機、テレビなどがあった。また、後から、電子レンジも準備できたため、十分ではないが比較的設備は整っていた。さらに避難された方は、自宅そのものには大きな被害がなかったため、食事や洗濯は自宅で済ませ、身の回りの物品も自宅から持参できる状況であった。このため、資機材を新たに調達する必要がなかった。しかしながら、いきいきセンター以外の避難所が長期避難所となった場合には、これら必要な資機材を調達することになり、避難所毎に必要な資機材をリストアップしておくことも必要である。

避難所施設の問題であるが、開設した避難所に雨漏りがひどい施設があった。修理等が必要と思われる。

4 関係機関との連携

東京都、消防署、警察署、自衛隊、気象庁の職員及びあきる野市議会正副議長が災害対策本部の会議に同席し、情報共有を行った。

特に消防署、警察署との連携については、市民からの電話とは別の電話番号で情報共有したり、市から連絡員を派遣するなどして、情報共有の強化を検討する必要があるのではないか。

また、あきる野市防災・安心地域委員会や町内会・自治会の自主防災組織と情報伝達や避難所開設運営、日頃の周知活動等について検討し、さらに連携強化を図っていくことも重要である。



5 被災者支援制度

被災者支援については、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用となったことから、法の支援を活用し、被災者支援を行った。また、東京都が法の適用外地域の被災者や法の基準に達しない被害を被った被災者を支援する制度を活用し、被災者支援を行った。

住家に被害のあった方には、被災程度により支援の適応や内容は異なるが、住宅の応急修理や一部修理、賃貸型応急住宅の提供や諸経費支援、支援金や見舞金支給などの支援を実施した。

なお、今回の台風被害では、住家の被害のほか、個人の所有する土地（宅地、斜面、法面）が崩落するなどの被害が発生した。住家以外の被害については、法や都の支援策による支援制度がない。宅地に被害のあった居住者等からは、安心して住み続けることができないため、行政（市や都、国）で補償、修繕をしてほしいといった要望がある。土地の管理はその所有者が行うため、個人の宅地については、市として、ブルーシートや土のう設置などの応急処置は対応した。しかしながら、復旧工事等には多額の費用が必要であり、放置しておくことさらなる被害の拡大を招くおそれがある。

このため、被災宅地に対する支援の実施状況を全国的に調査したところ、数件その実施が確認できた。そこで、本市においても研究を行い、直接工事ではなく市独自の補助金制度を設けることとした。本制度は令和2年度に実施する。

この他、個人の資力では対応が困難と思われる、連立した広範囲の被災箇所があることから、この対応についても、市としての対応について今後検討を要する。

6 避難行動要支援者対策

災害対策基本法に基づき、災害時に支援を要する高齢者や障がいをお持ちの方などを記載した避難行動要支援者名簿を作成している。この名簿は災害時や災害発生のおそれがあるときには、本人の承諾がなくても避難を支援する機関へ提供することができる。本名簿の作成の目的には、個別避難計画の策定があり、平常時において支援機関に情報提供することを承諾していただいた方のみの名簿を作成し、各支援機関に情報提供するとともに、個々の避難計画を作成することとなる。

現在、承諾をいただいた方の名簿は作成できているが、その先となる個別の支援策については、作成できていないのが現状である。

風水害のおそれがある場合、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に居住している避難行動要支援者に対して、早めの避難行動を促したり、一緒に避難するなどの支援体制の構築が必要である。

その対象者として、名簿を作成しているが、この内容は重要な個人情報となる。

そのため、名簿の管理には最大の注意を要するとともに、不用意に複写するなど、情報管理ができなくなるような行為にも配慮を要するものである。

このため、各地域で対象者と接する自主防災組織などは、名簿の保管について負担に思われる部分もある。名簿の保管や個別支援計画の作成、そして実践については、公の機関が関わる事が不可欠である。

そういったことから、近隣住民や親族あるいは福祉サービス事業者等の協力を得ながら、普段の業務の延長線として関係部署がその専門性を最大限に発揮し、避難行動要支援者への連絡体制の整備や関係事業者との応援協定などを検討する必要がある。

7 災害時のドローンの活用

パイロット及び飛行の安全確保を確認した後、上空から被害が発生した現場の撮影を実施した。人の立ち入れない被災箇所の確認や上空からの被災状況の確認には、大変有効な手段となった。ただし、対応する人員不足などの理由により、撮影現場の数に限りがあったため、今後対応方法について検討が必要である。

また、撮影したデータを現場から災害対策本部へ即時に転送が可能なシステムの構築など、有効活用の方法についても検討が必要である。

8 災害復旧

秋川の護岸復旧工事については、河川管理者である東京都が実施しており、出水期を迎える、令和2年7月中の完成を目指して工事が進められている。要望を行うものの実施されない、河川の堆積土砂等の浚渫については引き続き要望していく。

また、市管理施設についても被災箇所が多数あることから、優先順位を設け、段階的に復旧させていく。

大規模崩落した道路や橋梁の復旧には相当の時間を要することが見込まれる。



9 まとめ

近年、化石燃料の大量消費に伴い二酸化炭素などの温室効果ガスが増加している。このことを主な原因として地球温暖化やそれがもたらす気候変動が生じている。

このような状況下においては、強い雨が降る日数の増加及び台風の強さが増す可能性が高まっており、河川の洪水、土砂災害などが懸念される。さらに、地震の発生や新型コロナウイルス感染症なども懸念される。

これらの災害などに対してより効果的に対応できるよう、台風第19号での経験を教訓として、多くの課題を見だし、対応策を講ずるなど防災・減災対策を継続していかなければならない。